

年 月 日

保護者様

長野県松本筑摩高等学校長

学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を過ぎるまで」となっています。

(2P参照)

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

長野県松本筑摩高等学校長様

年 組 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	月 日
解熱日(平熱に下がった日)	月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	月 日
療養が必要とされた期間(欠席した期間)	月 日 ~ 月 日

年 月 日

保護者氏名

(自署)

(参考)

# インフルエンザ!?

## 登校再開はいつになる?



原則

発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発熱



解熱



解熱後



登校可能

※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。